

QA 委員会は何故中止されたのか—東洋ゴム免震ゴム性能偽装事件

事件の概要

免震ゴムは子会社の東洋ゴム加工品の兵庫事業所で製造されている。製造部で完成品のテスト（実測）を行い、開発技術部でそれを評価し、品証部がこれを確認し、出荷される。製造部における実測においては、全てのケースに対応できる試験機が用意されない場合などがあり、開発技術部において他の機械・条件で求めた実測値を元に「補正」をし、この補正值が大臣認定の基準値に適合しているかを評価する。その担当者が2013年1月に、11年間続けた担当者からAに交替した。Aは、この「補正」には技術的根拠のないものがあるとの疑いを持ち、上司ら（開発技術部長や取締役技術生産本部長）に対し、2013年夏以降、順次説明し、2014年2月26日、当子会社の社長に対し「大臣認定の性能評価基準を充足していない免震ゴムが製造・販売されている可能性がある」旨報告した。ついで、2014年5月12日、親会社の取締役で免震ゴム事業担当のダイバーテック事業本部長のC（取締役）にも会議にて説明した。同年7月17日には、Aから報告を受けた上司らが出席して開かれた会議で当時の社長に、8月13日には現社長（当時専務執行役員）にも伝えられた。しかし、子会社の非常勤監査役（1名）へも親会社の監査役（4名）へも、又いずれの取締役会にも報告が一切されなかった。

QA 委員会の開催通知

東洋ゴムにはQA（品質保証）委員会がある。常務執行役員（取締役）の技術統括センター長Bが委員長を務めていた。BはCから2014年7月8日、「大臣認定から外れている疑いのある製品が出てきた」との報告があり、併せて調査への協力を依頼された。そして3か月経った同年10月10日、Bは①問題のG0.39（製品名）の出荷がなされた物件の一部には、大臣認定の性能評価基準に適合していないものが相当数あること ②Aからの情報提供以降の調査が長期化していたことなどから、同年10月23日のQA委員会の開催を決定した。このとき、BはCに対して、「私に関与してから3か月経過しており、・・・これ以上延期する理由もなく、QA委員会は実施すべきです。・・・10月23日の決定以後は、担当者の処分を含め、大きな問題が表面化します。つらい決断が続くと思いますが、もう我々は逃げられないと覚悟しております」とのメールを打った。当案件に関して、初めての会議である。開催案内は、同委員会の事務局（テック品証部長）より、社長、常務執行役員（取締役）管理本部長兼CSR統括センター担当、監査役4名そしてCら関連役員に出させた。件名は「免震ゴム特性値調査結果報告」、但し内容についての記載はしなかった。

QA 委員会開催の見送り

開催当日10月23日、午後のQA委員会を控え、その日の午前、社長、専務（現社長）らと交えて対策会議を開き「補正をしても、なお大臣認定の基準を満たさない物件がある」

との報告を受けた後議論、当事者である C らは「基準外の物件は社内特例として処理、リコールはしない」「リコールした場合は信用失墜する、膨大な費用が掛かる」などと述べた後、「リコールしない場合のリスクとしては内部通報により公になるので、対応策として通報者の想定リスト（想定される通報者としては業務関係者、不利益を被る社員、会社に不満を持つ社員を例示）を作成し（対象者に）『事前説明』を行うとともに、内部通報があった場合の対応シナリオを策定する」ことが提案された。

この事前会議の結論は「引き続き社内での調査・検討を継続する。午後の会議の開催は見送る」であった。監査役には、特段の理由が説明することなく、中止のみを連絡した。

後に、この「見送り」の決定を委員長の B が是認した理由は、「QA 委員会が開催された場合には、その審議状況を取締役会に対して、逐次報告することになっており、取締役会議事録に掲載されて外部に開示されるとおそれがあるため、問題を公表した後の対応には活用できるものの、公表前の問題の審議、調査には事実上活用できないものであるという認識があったためである」と述べている。

取締役会や監査役の対応

監査役に伝えられたのは、公表すべきかどうか迷ったあげく、CSR 統括センター長らが社外の弁護士に相談、弁護士から「直ちに出荷を停止すべき」との明言を受けてから 3 日後の 2015 年 2 月 5 日であった。そして 4 日後の 2 月 9 日に国交省に報告された。もちろん、取締役会への報告は、それまで一切ない。

なお、コンプライアンス委員会も少なくとも当件に関しては、一度も開催されていないどころか、開催の検討もされていない。

B は、2015 年 7 月 1 日、経営責任をとって、会長、社長らとともに辞任し、C はダイバーテック事業本部長（取締役）退任後顧問をしていたが、同日退任した。監査役らは報酬を一部返上した。（出典：東洋ゴム株式会社プレスリリース 2015.6.19「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム 調査報告書（公表版）及び 2015.6.23「当社及び当社子会社製 建築用免震ゴム問題における原因究明・再発防止策・経営責任の明確化について」）。

真田宗興の視点

（1）取締役会への報告

取締役は、表向きは「不祥事は取締役会に報告し、重大なら公表しなければいけない」と言いながら、裏では、「それが公表されれば大変なことになる、黙っておけ、聴かなかつたことにしておこう」という矛盾は、取締役のみならず監査役にも、同社のみならず他の会社でも少なからずありうると思う。

この裏側がなくなる限り、不祥事は止まらない。役員の実責任追及の裁判では、取締役会で経営判断原則に則って審議を尽くしたかが決め手になる。報告されていないなどは論外であると思う（会社法 363 条 2 項「業務執行取締役は 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない」）。

(2) 監査役への報告

会社法 357 条 1 項 2 項に「取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役(会)に報告しなければならない」とある。2013 年夏に A が取締役を含む上司に問題提起してから、監査役に報告されるまで、2 年近く経っている。これは明らかな会社法違反である。

監査懇話会で公表している「取締役職務執行確認書」は毎年、取締役に回答を求める設問の中に「私は監査役に対する報告義務に従い報告を行った」という確認項目がある。

(3) 内部告発・内部通報について

社長らが恐れていたのは「内部通報」とあるが、内部通報とは、社内又は会社の顧問弁護士等への通報であり（真に恐れていたのは国交省やマスコミ等への「内部告発」であったと思うが）内部通報は経営者にとって歓迎すべきことであって、これを押さえるというのは論外である。

結局、当件に関しては、内部通報も内部告発もなかった。不正当事者の A は、何故、内部通報しなかったとの問いに対して「前任者が行っていた補正に技術的根拠がないことが明確にはいえなかったため」と供述している。内部通報は社員が、「確証はないが、その恐れがありはしないか」と思ったことでも受け付けるようにすべきだと思う。監査役を取締役会への報告義務も「取締役が不正の行為をし、若しくは行為をする『おそれがあると認めるとき』・・・」とある（会社法 381 条 2 項）。

なお、同社は、3 月の建築用免震ゴムの不正事件を受けて、国内外全拠点で緊急品質検査を実施、「正規品が出荷されていることを確認した」と安全宣言（15.8.10）し、東洋ゴム加工品で社員向けコンプライアンス研修を実施したところ、その直後の同月 20 日、社員からの通報で鉄道・船舶用防振ゴムでも同様の不正が明らかになったと発表した。（2015.10.15 日経新聞「東洋ゴム、三たび偽装」「防振ゴム監査に不備」）

(4) 監査役と品質監査

多くの監査役は、製品品質の監査でまさか責任追及されることはあるまいと高をくくっていやしないか。過去の事例は別の機会に紹介することとして、少なくとも、実際に自ら製品品質監査を行うことは不可能に近いだろうが、少なくとも、品質保証部門等から定期的に、又は臨時的に報告させるような体制は作っておく必要がある。今回の事件においては、出席要請されていた QC 委員会が突如中止になったのだから、議題にある「免震ゴム特性値調査結果報告」の内容及び中止の理由はきちんと聞いておかなければいけなかったのではないかと。（2015. 10. 19 (株) システムインテグレータ監査役 眞田宗興）